

平成27年度和歌山県社会福祉審議会地域福祉専門分科会

- 1 開催日時 平成28年2月18日(木) 13:30~15:15
- 2 開催場所 和歌山県民文化会館 1階 102会議室
- 3 出席者 川口会長、太田委員、笹尾委員、谷本委員、桑原委員、林委員、
下津委員、池田委員、小原委員、栄迫委員、玉置委員
- 4 議 事
 - (1) 地域福祉専門分科会長の選任について
 - (2) 和歌山県地域福祉推進計画の概要及び地域福祉推進の指標について
(橋本市と日高町の地域福祉計画策定について)
 - (3) 地域福祉関連事業について
 - ・生活困窮者自立支援制度の取組
 - ・その他の地域福祉関連事業
 - ・社会福祉法人制度の改革(概要は、以下のとおり。)

事務局 地域福祉専門分科会長の選任について、和歌山県社会福祉審議会規則第7条第1項に基づき、委員の互選により決めていただきたいと思いますのでご意見をお願いします。

委 員 事務局で案があればお願いします。

事務局 事務局案としましては、前の分科会に引き続き、川口委員に分科会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(賛同の拍手)

事務局 では、川口委員に分科会長をお願いすることとし、以下の議事は、「審議会規則」第7条第2項に基づき、会長に進行をお願いしたいと思います。

委 員 恐縮ですが、務めさせていただきます。分科会長に事故があるときは、北出委員をお願いしたいと思いますですが、よろしいでしょうか。

(賛同の拍手)

会 長 和歌山県地域福祉推進計画の概要及び地域福祉推進の指標について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (和歌山県地域福祉推進計画の概要版と資料1により、同計画と地域福祉推進の指標について説明)

会 長 今の説明について、質問はありませんか。
 ないようですので、橋本市と日高町の地域福祉計画について、策定や策定後の進行管理についてお話いただきたいと思います。

委 員 (橋本市の地域福祉計画進捗管理について、資料2により説明)

委 員 地域福祉については、第5次長期総合計画において、「健康で安心して暮らせる日高」を掲げて取組を進めているところです。

 地域福祉計画は、平成26年度に策定しました。和歌山大学へ委託し、策定委員会は、5回開催しました。7～8月に20歳以上の2000名を無作為抽出してアンケート調査を行いました。回収率は、約40%でした。地区懇談会は、町民、職員、そして和歌山大学の学生の協力を得て、小学校区に分けて3回開催しました。中身は、アンケート調査の結果の説明のほか、ワークショップ型式でグループに別れ、地域のよいところ(強み)、とよくしたいところ(弱み)と「地域の宝は?」ということをテーマに話し合いました。その結果を踏まえ、町の関連計画の進捗状況等を把握しながら、内容を煮詰めていきました。

 アンケート調査や地区懇談会の結果として、多くの人が大切だと認識しているのは、世代間の交流や地域のつながりのさらなる充実、また、相談支援体制や防犯、防災、移動支援を拡充し、安全に暮らせる環境を整備すること、あらゆる人が集い、交流する場を確保すること等が挙げられております。これらを集計し、町の長期総合計画を上位計画とし、「結びつき(ネットワーク)」を基本方針とする地域福祉計画を策定しました。

会 長 今の説明について、質問・ご意見等はありませんか。

委 員 有田市で策定委員をしていましたが、最初、地区懇談会を開くと、いわゆる行政要望になってしまい、地域福祉の推進ではなく後退していくような感じを受けたので、ワークショップ型式でするようにしました。やり方は似ているのですが、各地域毎で課題になっていることを挙げてもらって、各グループで、その課題のうちの1つを選んでもらい、その課題について、自分たちでできること、助け合いでできること、行政にやってもらわなければならないことを整理してもらったことがあります。また、手法に関し、ワークショップをする前に、有田市社会福祉協議会と市の職員に対し、ファシリテーターできるように研修しましたことを報告させていただきます。

会 長 橋本市さん、日高町さんは、懇談会の開催で、困難だったこと等はありませんか。

- 委員 地区懇談会に人が集まるか心配でしたが、計画策定アドバイザーには、これだけ集まればいいんじゃないと言われました。
- 各地区、それぞれの問題がありました。高齢化が進む中で、バス等の交通の便が悪く、買い物や通院が不便という意見が多かったです。町もそれなりに手立てはしているのですが、思うようには届いていないんだな、と思いました。また、働く場がないという意見もありました。
- 委員 地区懇談会の開催については、ホームページで広報しましたが、参加者を募るのが問題でした。参加しやすい時間帯は、人それぞれなので、午前や午後、夜に実施した所もあります。参加者が少ないと、ワークショップが成り立たないし、市の職員の方が多くなるようでは、よくないと思います。
- 4つの基本方針をテーマとし、テーマ毎にグループ分けをして話し合いましたが、行政主体にならないよう心がけました。社協の職員がいろんな意見を拾い上げてくれました。
- 会長 それでは、生活困窮者自立支援制度の取組について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 (資料3により、生活困窮者自立支援制度の取組について説明)
- 会長 今回の説明について、質問等はありませんか。
- 委員 私は、臨床心理士ですが、生活困窮者の自立支援は日本心理臨床学会でも課題になっており、この分野を設けて研究発表を行っています。公助や共助だけでなく、自助の部分である自分でいかに意欲的に頑張ってもらうかを支援していく所に臨床心理士の役割があると思っています。自立相談支援員の支援の中で心理的支援をしながら困窮から脱却するケースの報告は参考になりますし、この分野でも臨床心理士を活用して頂いても良いと思います。
- また、今、シェルターをしているのですが、子供達がシェルターから社会に出て行く時に、どうしても生活保護に頼らざるを得ない面があります。虐待を受けた子供達は、いろんな心の問題を抱えており、初めは甘え、次は攻撃し、攻撃しても受け入れてくれることがわかると安定してきて、そして夢を語り出す、つまり意欲が出てくる、という重要なプロセスがあります。シェルターを出て一人で頑張ろうとしているときに、虐待を受けて親に頼れない20歳を超えた人は、生活保護以外に自立して行くための法的基盤がありません。どこに頼ればいいのか、どこに住めばいいのか、大きな課題です。生活保護を増やさないためにも、或いは、自立するためにも、若者に対する支援も重要だと感じています。

委員 今、子供の貧困が非常に問題になっていますが、その貧困の大部分が母子家庭と聞いています。生活困窮者自立相談支援の件数のうち、母子家庭の割合がわかれば教えてください。

事務局 生活困窮者に関する母子世帯の件数は把握していませんが、本県の生活保護受給者世帯の割合は、母子世帯が約5%です。約60%を占めるのが高齢者、特に、ひとり暮らしの高齢者が多くなっています。また、傷病者世帯や障害者世帯が約25%、残りの約10%がその他の世帯で、いわゆる稼働能力がありながら働けていない世帯です。その他の世帯の割合は、全国的には17~20%あります。和歌山県は高齢者の割合が高いということもありますが、その他の世帯の割合は少なくなっています。

母子世帯で生活保護を受けられている方の一番多いパターンは、お母さんが病気を抱えていることで就労できていないケースです。その他、子供が生まれたばかりで働けない方もいます。母子世帯の方には、個々の状況に応じて就労支援し、その収入が世帯毎に決められた生活扶助基準額に足りない部分について、生活保護費を支給させていただくことになっています。

事務局 (資料4により、その他の地域福祉関連事業、資料5により、社会福祉法人制度の改革について説明)

会長 今の説明について、質問等はありませんか。

では、以上を持ちまして、平成27年度和歌山県社会福祉審議会地域福祉専門分科会を終了させていただきます。